

大切なお知らせ

自由脱退及び出資金・減資の定款どおりの扱いについて

日頃は高知医療生協の事業・運営にご参加、ご協力いただきましてありがとうございます。高知医療生協は、これまで、自由脱退及び減資の取り扱いは「いつでも脱退できる・いつでも減資ができる」と取り扱ってきました。しかし生協法が改正されたことにより、社会的存在として法令遵守をより求められるようになりました。そこで**2011年4月1日より、定款どおり実施すること**を第49回通常総代会（2010年6月27日開催）にて決議いたしました。

高知医療生協理事会としては、当組合の事業活動の大切な元手となる出資金を、引き続き安定的に確保していきたいと考えています。組合員のみなさんのご理解とご協力をお願いいたします。

2011年4月1日から、ご本人の都合での脱退、減資は年末までに申請をして頂き、年度末にお受け取りとなります。

1月1日

12月31日

3月末日

この期間に予告申告書提出

出資金お受け取り

定款では以下のとおりです

第10条《自由脱退》 組合員は、90日前までにこの組合に予告し、当該事業年度の終わりにおいて脱退することができる。

第17条《減資》 組合員は、やむを得ない理由があるときは、事業年度の末日の90日前までに減少しようとする出資口数をこの組合に予告し、当該事業年度の終わりにおいて出資口数を減少することができる。

第11条《法定脱退》 組合員は、次の事由によって脱退する。

組合員たる資格の喪失 死亡 除名

組合員たる資格の喪失とは県外へ転居した場合のことです

法定脱退は自由脱退とはことなり、お申し出時に脱退処理ができます。

手続きの仕方

予告申告書で、脱退・減資を申し込んでください。

予告申告書は本部事務局、病院・各診療所の窓口などでご請求ください。

組合員さんへの周知に時間がかかると思いますので、取り扱い窓口などでは当面柔軟な対応をさせていただきます。

定款遵守にご理解いただき、ご協力をよろしくお願いいたします。